

職員の管理職手当に関する規則

平成27年 3月30日規則第50号

最終改正：令和元年12月20日

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)

第18条の規定による管理職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(支給範囲及び手当月額)

第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員(以下「管理監督職員」という。)とし、管理職手当の月額は、同表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分(事務局長が定める特に重要な職にあつては、3種甲)に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該額に条例第6条第13項に規定する算出率を乗じて得た額)とする。

- (1) 1種甲 136,000円
- (2) 2種甲 111,000円
- (3) 3種甲 82,000円
- (4) 3種乙 75,000円

2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用されたものの管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあつては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に掲げる額(同項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当

該額に条例第6条第13項に規定する算出率を乗じて得た額)とする。

- (1) 1種甲 102,000円
- (2) 2種甲 84,000円
- (3) 3種乙 55,000円

(支給方法等)

第3条 月の中途において管理職手当を支給すべき事由が生じた場合又は消滅した場合の管理職手当の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

- (1) 月の中途において管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合
- (2) 月のうちに勤務しない日（勤務を要しない日及び年次休暇を付与された日その他事務局長が定める日を除く。）がある場合
- (3) 月のうちに外国に駐在した日がある場合

3 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

(支給日)

第4条 管理職手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第14号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（管理職手当の内払）

3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

（施行の細目）

4 この附則に定めるもののほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

別表

管理職手当月額表

組織	職	区分
共通	事務局長	1種甲
	部長	2種甲
	課長、担当課長、工場長	3種乙